



平成27年2月18日
海上保安庁

平成26年における密輸及び密航取締り状況について

密輸取締り状況

1. 取締り状況（別添「最近における薬物・銃器事犯の摘発状況」等参照）
 - (1) 平成26年に当庁が摘発（関係機関と合同で摘発したものを含む。以下同じ。）した薬物・銃器事犯は8件であり、前年と比べ1件増加しました。
 - (2) 平成26年の薬物摘発件数は7件で、覚醒剤の押収量は約195kgと過去5年間で最高の押収量でした。
 - (3) 平成26年の銃器摘発件数は1件でした。

2. 傾向

海上からの不正薬物の密輸事犯については、福岡、横浜の2箇所に陸揚げされたメキシコ来船舶コンテナ貨物に隠匿して大量の覚醒剤を密輸入する事件等を関係機関と合同で摘発しており、傾向として密輸手口の大口・巧妙化及び密輸ルートの多様化が見受けられ、国際犯罪組織が関与しているものも考えられます。

密航取締り状況

1. 取締り状況（別添「船舶利用の不法出入国事犯の摘発状況」等参照）
 - (1) 平成26年に当庁が摘発（関係機関と合同で摘発したものを含む。以下同じ。）した船舶利用の不法出入国事犯は2件で、前年と比べ4件減少しました。
 - (2) 摘発は、いずれも不法入国事犯であり、摘発人数は、不法入国者3名、不法入国手引者2名の5名でした。

2. 傾向

船舶による不法出入国事犯については、昨年に続き、船員が成功報酬を目的に密航斡旋ブローカーから依頼を受けて手引きした数人規模の密航事件及び退去強制歴を有する船員が偽造船員手帳等を利用して他人になりすました事件を摘発しており、小口化・巧妙化の傾向が続いています。

今後の対策

国内外の関係機関との連携を強化しつつ、薬物・銃器等の洋上取引や密航者の受渡しが行われる可能性のある海域において、巡視船・航空機による監視・警戒を重点的に実施します。また、それらの犯罪が起こる蓋然性が高い地域から来航する船舶に対して、重点的な監視と立入検査を実施することで、密輸密航の水際阻止を図ります。

最近における薬物・銃器事犯の摘発状況

1. 薬物事犯の摘発状況

区分		年別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
摘発件数(注)			10	7	10	7	7
押 収 量	覚醒剤		4.98kg	10.8kg	2.99kg	10.98kg	195.71kg
	大 麻		10g及び11ml	0.2g	4.6g	5.7g	3.2g
	麻 薬		10.86kg	0	3.5kg	116.37kg	0
	あへん		0	0	0	0	0
	指定薬物		0	0	29.02kg	0	0

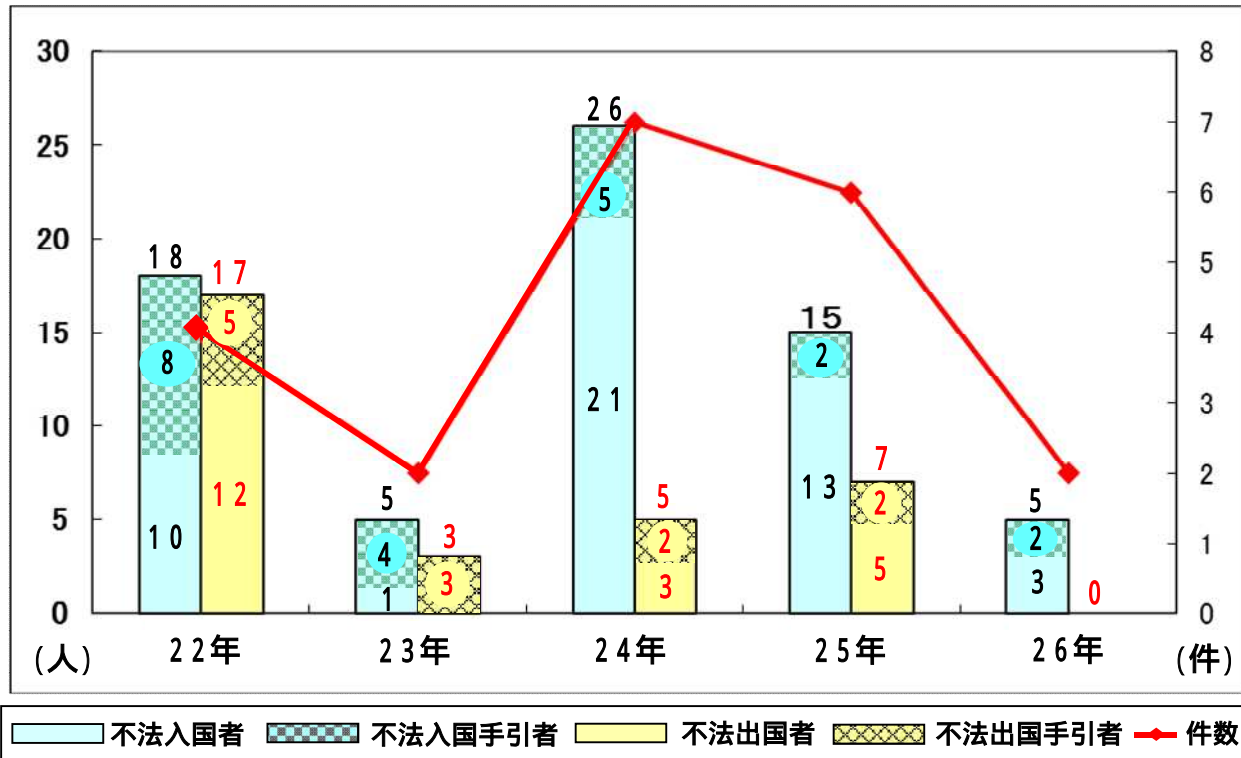
(注) 摘発件数は、当庁が単独又は他機関と合同で摘発した事件の数である。

2. 銃器事犯の摘発状況

区分		年別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
摘発件数(注)			2	2	0	0	1
押 収 量	銃砲(丁)		0	2	0	0	0
	拳銃(丁)		0	0	0	0	0
	準空気銃等(丁) 模造拳銃を含む		1	0	0	0	1
	実包(発)		0	0	0	0	0

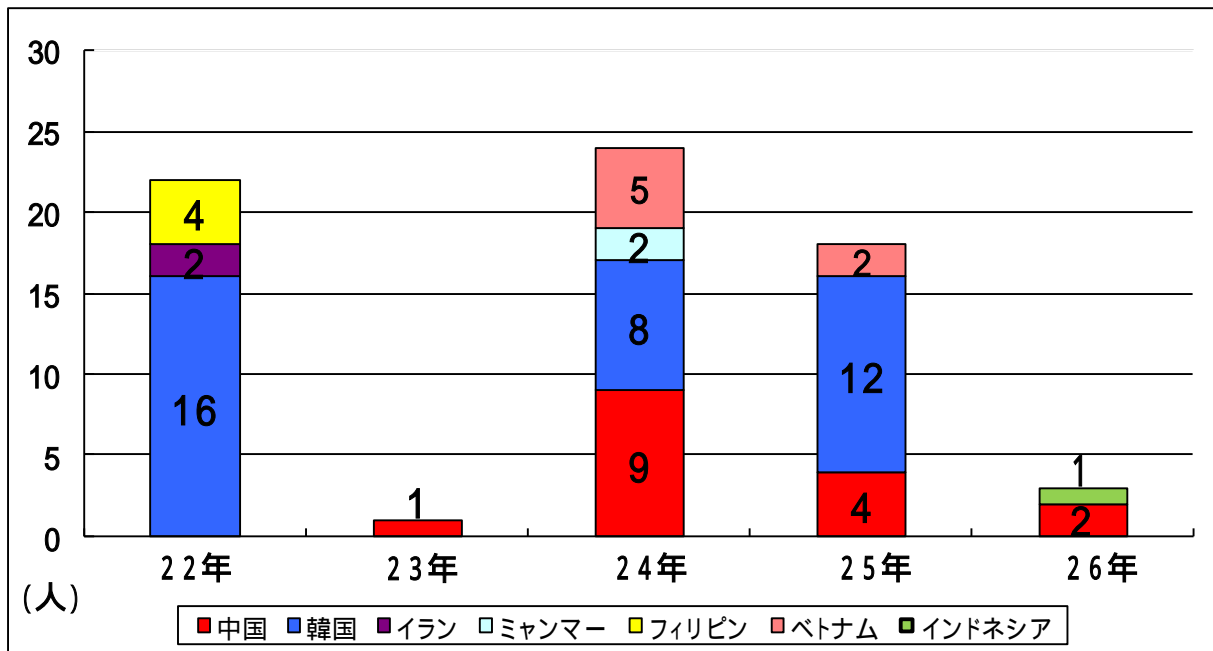
(注) 摘発件数は、当庁が単独又は他機関と合同で摘発した事件の数である。

船舶利用の不法出入国事犯の摘発状況



(注) ・表の数値は海保単独又は他機関と合同で摘発したものを示す
 ・不法入国者数には不法上陸者を含む
 ・不法出国者数には不法出国企図者を含む

船舶利用の不法出入国者国籍別摘発状況



(注) ・表の数値は海保単独又は他機関と合同で摘発したものを示す
 ・不法入国者数には不法上陸者を含む
 ・不法出国者数には不法出国企図者を含む

平成26年の主な摘発事例

1. 密輸

【事件名】メキシコ来コンテナ貨物による大量覚醒剤密輸事件 (福岡県福岡市、神奈川県横浜市)

平成26年1月中旬、福岡、横浜の2箇所に陸揚げされたメキシコ来コンテナ貨物(大理石)の内部に覚醒剤が隠匿されていることが発覚したことから、それぞれ別事件として関係機関と合同で捜査を進めていたところ、同一の被疑者による覚醒剤密輸事件であることが判明しました。福岡の事件については、覚醒剤約145kg(末端価格約101億円)、横浜の事件については、覚醒剤約25kg(末端価格約17億円)を押収するとともに、関係者5名を覚せい剤取締法違反(営利目的密輸等)で通常逮捕しました。



押収された覚醒剤の一部

2 . 密航

【事件名】パナマ籍貨物船 J I N G F E N G 集団密航事件 (愛知県東海市)

平成26年9月25日、名古屋海上保安部は、愛知県警察から、製鐵所の構内で、中国人密航者と思われる男性2名を確保した旨の通報を受け、同所構内の岸壁に着岸中であったJ号を立入検査したところ、船内に密航者が潜伏していたと思われる痕跡を認めるとともに、煙突部に潜んでいたJ号の中国人甲板長が中国人密航者を船内に匿って上陸させたことを認めたことから、翌26日、出入国管理及び難民認定法違反(営利目的集団密航助長)で通常逮捕するとともに、警察と連携したその後の捜査において、密航者を手引きしようとしたとして、中国人男性1名を警察が同法違反(集団密航者収受未遂)で通常逮捕しました。



集団密航者が潜伏していた痕跡



煙突部に潜んでいるJ号中国人甲板長